

気を付けて! 「悪質商法」

～ こんな相談増えてます ～

消費生活センター(生活課内) ☎(63)3313

インターネット通信販売や家庭訪問販売などの「悪質商法」に関する相談が後を絶ちません。自分は大丈夫だと思っても、相手はあの手この手で消費者を信用させようとしてきます。

最近、無料点検商法やサイドビジネス商法、フィッシング詐欺や偽サイトなどの相談が増加しています。悩んだりおかしいなと思ったときは、迷わず消費生活センターにご相談ください。

無料の点検商法

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい」と業者が訪問してきて、撮影した映像を見せられた。



アドバイス

このような点検商法に関する相談が増えていきます。「無料で点検します」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。契約してしまっても、クーリングオフできる場合もあります。

サイドビジネス(副業)商法

「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と書いてあるインターネット広告を見て、サイトに登録したところ、高額な登録料やサイト利用料を請求された。



アドバイス

インターネット広告やSNSの情報を鵜呑みにしないようにしましょう。「すぐに元が取れる」と言われても容易に信じてはいけません。

定期購入トラブル

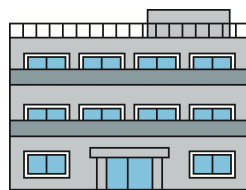
1回だけのつもりで申し込んだはずが、定期購入になっていた。解約したいと業者に連絡したが、解約条件があると言われてしまい、解約できない。



アドバイス

初回90%オフ等の目立つ表示とは離れた場所に小さい文字で「定期購入」と書かれていることがあるため、注意が必要です。法改正により今年6月1日以降、誤認させる表示により申し込みをした場合、契約を取り消せる場合があります。

老人ホームの入居権



実在する企業名などを名乗り「市内に新しい有料老人ホームができた。あなたにはその入居権があるが、困っている人に譲ってあげてほしい」という電話があった。

アドバイス

このような電話は詐欺です。すぐに電話を切ってください。親切心で承諾してしまうと、後日弁護士を名乗る者から電話があり「あなたのしたことは犯罪だ。逮捕される」などと脅されさまざまな口実で金銭を要求されます。一度支払ってしまうと取り戻すことは困難です。

(掲載イラストは、「消費者庁イラスト集」より)

商品購入時のトラブルや身に覚えのない金銭の要求など、少しでも不安を感じたときは消費生活センターにご相談ください。ローン返済や債務整理の相談も受け付けています。

全国共通、局番なしの188「消費者ホットライン」もご利用ください。

毎月「お知らせ」欄に掲載の「消費生活センター通信」もご覧ください。いろいろな相談事例を紹介しています。